平成２６年（フ）第２３号
三重県津市木造町1411番地８
債務者　丸山美由紀
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０号
滋賀県長浜市西浅井町庄72番地１、前住所滋賀県大津市尾花川11番31―1002号
債務者　山瀬　勇人
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
滋賀県長浜市加田町19―６　養護老人ホーム長浜荘、住民票上の住所滋賀県草津市東草津３丁目23番33号　中村マンション202号
債務者　吉田みき江
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
鳥取県鳥取市覚寺407番地
債務者　米山　純代
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９号
鳥取県八頭郡八頭町富枝38番地、旧住所鳥取県倉吉市小鴨406番地
債務者　松井　隆史
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０８５号
広島市安佐南区長束３丁目14番３号
債務者　谷本　和代
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２９号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田77番地　サンドウェル１―208号
債務者　山本　　堤
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９号
愛媛県松山市生石町640番地　ハイライズビュー202号
債務者　近藤　璋子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２号
福岡県八女市岩崎278番地24
債務者　今里　安江
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第９号
福岡県田川市大字奈良1529番地208
債務者　宇都宮千恵子（旧姓木稲）
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第１０号
福岡県田川市大字伊田5031番地　松原１区松原第一団地105―３―７
債務者　中村　鶴美
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第４５号
宮崎市源藤町源藤932番地　串間貸家１、前住所宮崎市山崎町八百牟田1197番地１
債務者　坂本いづみ
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４９号
宮崎市鶴島３丁目131番地１　クレインアイランド202号、前住所宮崎市源藤町葉山872番地４　アプリーリア405号
債務者　山下　亜希
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５号
鹿児島県鹿児島市錦江台３丁目28番８号
債務者　西田　新二
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２５号
鹿児島県鹿児島市東坂元２丁目９番24―33号
債務者　丸田　政敏
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２６号
鹿児島県鹿児島市東坂元２丁目９番24―33号
債務者　丸田由美子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2350番地宮下団地２―31
債務者　佐貫サダ子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係